明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○地域再生法第二十条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（内閣府三六一～三六四）　一
○適格消費者団体を公示する件（消費者庁九）　二
○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十二年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（総務三九八）　二
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三九九）　二
○除籍の一部が滅失した件（法務五六四）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同五六五）　二
○日本国に帰化を許可する件（同五六六）　二
○無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件（外務四六六）　三
○千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定へのセルビア共和国の加入に関する件（同四六七）　三
○パレスチナ暫定自治政府に対する贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件（同四六八）　四
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（農林水産一八六三）　四
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかった登録認定機関を公示する件（同一八六四）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三一二～一三一六）　七
○道路に関する件（関東地方整備局三九一）　七

〔国会事項〕

内閣府　法務省　七

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　八
〔褒賞〕　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕　九
官庁事項　九
中央卸売市場整備計画の変更の公表について（農林水産省）　九
労働　九
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示四、宮城同三、千葉同四、富山同二、静岡同四、岡山同三、沖縄同七）　一〇
〔公告〕　一〇
諸事項　一〇
官庁　一〇
製造たばこ小売定価、金融商品取引業者に対する行政処分、建設業の営業の停止命令関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　一一

告示

○内閣府告示第三百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十四日内閣府告示第百十八号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十二年八月九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十二年十一月八日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　株式会社商工組合中央金庫
二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○内閣府告示第三百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年七月二十一日内閣府告示第三百二十七号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十二年七月二十六日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十二年十一月八日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第三百六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年七月二十一日内閣府告示第三百二十七号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十二年七月二十六日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十二年十一月八日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　株式会社山形銀行
二　住所　山形県山形市七日町三丁目一番二号

○内閣府告示第三百六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年七月二十一日内閣府告示第三百二十七号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十二年八月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十二年十一月八日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　株式会社商工組合中央金庫
二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号